

旅館・ホテル等経営者の皆様へ

**あん摩、マッサージ、指圧等の行為は
厚生労働大臣の免許が必要です。**

医師以外の者が、あん摩、マッサージ、指圧等を業として行う場合は、厚生労働大臣が行う「あん摩マッサージ指圧師免許」を受けなければなりません。

無免許でこれらの行為を行えば、法律により罰せられます。

無免許者にあん摩、マッサージ、指圧等の行為を行わせないように、下記の事項について御留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 派遣マッサージ師が、厚生労働大臣の免許を有しているかご確認ください。
- 2 マッサージ師を派遣する施術所と契約を締結し、契約書には、無資格者のマッサージ師等の派遣を受けない旨の条文を記載してください。